

## 令和 2 年度 吉川市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度吉川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	30,710	戸
(2) 年間総配水量	7,840,000	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	21,479	m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業		
配水改良事業	464,467	千円
施設更新事業	326,854	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水道事業収益		1,570,017 千円
第 1 項 営業収益		1,301,920 千円
第 2 項 営業外収益		268,086 千円
第 3 項 特別利益		11 千円
	支	出
第 1 款 水道事業費用		1,519,700 千円
第 1 項 営業費用		1,431,215 千円
第 2 項 営業外費用		81,781 千円
第 3 項 特別損失		5,704 千円
第 4 項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額963,834千円は、当年度分消費税資本的収支調整額59,771千円、過年分損益勘定留保資金883,562千円及び減債積立金20,501千円で補てんするものとする。)

	収	入
第 1 款 資本的収入		148,992 千円
第 1 項 分担金		115,500 千円
第 2 項 工事負担金		31,454 千円
第 3 項 固定資産売却代金		2,038 千円
	支	出
第 1 款 資本的支出		1,112,826 千円
第 1 項 建設改良費		840,359 千円
第 2 項 企業債償還金		272,467 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
料金徴収・浄水場運転 監視等業務委託	令和2年度から 令和7年度まで	978,212 千円
定期清掃業務委託事業	令和2年度から 令和6年度まで	4,208 千円
消防設備保守点検業務 委託事業	令和2年度から 令和6年度まで	1,397 千円
電算機器賃貸借事業	令和2年度から 令和7年度まで	96,588 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、  
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 87,752 千円
- (2) 交際費 30 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人